

入札公告

標記件名について、条件付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月17日

つがる西北五広域連合長 佐々木 孝昌

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 悪臭測定業務
- (2) 業 務 場 所 中央クリーンセンター敷地内
- (3) 履 行 期 間 契約締結日翌日から令和8年12月25日まで
- (4) 概 要 仕様書のとおり
- (5) 予 定 価 格 公表しない。
- (6) 発 注 担 当 課 つがる西北五広域連合 環境政策課 中央クリーンセンター
- (7) 入札書の提出方法 直接持参の方法による
(入札書は所定の日時・場所に参集の上、投函すること。)

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ五所川原市長、つがる市長、鯉ヶ沢町長、深浦町長、鶴田町長、中泊町長（以下「関係市町長」という。）いずれかの審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) つがる西北五広域連合契約事務規則第2条により準用する五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) いずれかの関係市町長より指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入開札の日までにないこと。
- (4) いずれかの関係市町長の令和8年度入札参加資格者名簿（調査、測定、検査のいずれか）に登載されていること。

3 資格審査等

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格を有することについて広域連合長の審査を受けること。
ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 提出方法 中央クリーンセンターへ持参すること。
- (3) 受付期間 令和8年8月17日（月）から令和8年8月26日（水）正午までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

- (4) 受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
ただし、受付期間最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。
- (5) 審査結果等
 - ア 資格の審査結果については、申請者に対して令和8年8月26日以降にメールにより通知する。
 - イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。
- (6) その他
 - ア 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。
 - ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、入開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。
 - ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

4 設計図書等（仕様書、契約書案等）

- (1) 縦覧期間 公告の日から令和8年8月26日まで
- (2) 縦覧方法 つがる西北五広域連合ホームページ (<https://www.tsgren.jp/>)
お知らせ一覧内
- (3) 設計図書等への質問回答
 - ア 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ中央クリーンセンターに電話連絡のうえ、令和8年8月24日の正午までにメールにより提出すること。
 - イ 質問事項に対しては、24日以降メールにより回答する。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入開札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届はつがる西北五広域連合のホームページから様式をダウンロードして作成し、中央クリーンセンターに持参すること。

6 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書及び業務費内訳書は、つがる西北五広域連合のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

- (3) 入札書及び業務費内訳書は、封筒に同封し、入札執行者の指示にしたがい提出すること。
- (4) 入開札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (6) 入札に記載する金額は、本業務一式の金額を記載すること。
- (7) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (9) 入札執行回数は予定価格を事前公表する場合は1回を限度とし、その他の場合は2回を限度とする。
- (10) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

7 入開札の執行

- (1) 日時 令和8年9月1日 11時00分
- (2) 場所 五所川原市大字高瀬字一本柳1番地 中央クリーンセンター2階会議室
- (3) 同日に複数の入開札を行う場合、入札執行者が入開札順を定める。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない広域連合職員がくじを引く。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに中央クリーンセンターに赴き契約締結の手続きをとること。

- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - イ 保険会社との間に履行保証委託契約を締結しているとき。
 - ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、広域連合長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者がいずれかの関係市町の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合、又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

1 1 その他

- (1) 本公告に関する問合せは、中央クリーンセンター 契約担当者まで電話により行うこと。
電話番号：0173-36-3601
- (2) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。